

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2020 年度に実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：野村 岬）宛にお願いします。

2020 年 2 月 3 日

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 渡邊 健

2020 年度マレーシア国別研修「マレーシア日本国際工科院（MJIT）  
防災修士コース（MDRM）本邦プログラム」の  
業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、マレーシア日本国際工科院（以下 MJIT）の防災修士コース（以下 MDRM）から研修員として日本に招いた防災分野の開発の中核を担う人材に対し、「マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト」の本邦研修として、防災技術・政策に関する必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 筑波所管地域において、アジア地域をはじめとする途上国の研修員の本邦大学受入に 40 年近く携わっており、研修員受入に関する学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関です。産学官公民から防災分野を含む多様な講師を招請できることに加え、研修員の所属先である MJIT の設立に円借款コンサルタントとして関与し、「MDRM 本邦プログラム」の位置づけ、目的を十分理解していることから、特定者は以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2020 年度マレーシア国別研修「MJIT 防災修士コース（MDRM）本邦プログラム」研修業務委託契約
- (2) 業務の目的：マレーシア国別研修「MJIT 防災修士コース（MDRM）本邦プログラム」の実施
- (3) 業務実施期間：2020 年度、1 回
- (4) 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 履行期間：2020 年 5 月 7 日から 2020 年 8 月 31 日まで（予定）

## 2 応募要件

### (1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度または平成 31・32・33 年度全

省庁統一資格を有し、「役務の提供等」の「C」又は「D」の認定等級（格付）に格付けされている者であること。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で本業務の実施を希望する者は、当機構における競争参加資格簡易審査を受けることができます。詳細は下記「3. 競争参加資格の確認等」をご確認ください。

② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、様式1「参加意思確認書」を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところによ

り、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4 サイズ、1～2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

\* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手ください。

(1) 全省庁統一資格者である者

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

④ 誓約書（様式 2）

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

① 参加意思確認書（様式 1）

② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書（写）

④ 誓約書（様式 2）

(3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者

① 参加意思確認書（様式 1）

② 簡易審査申請書（様式は JICA 筑波担当までお問い合わせください）  
法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。

③ 登記事項証明書（写）（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

④ 財務諸表（写）（決算が確定した直近 1 ヶ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること）

⑤ 納税証明書（その 3 の 3）（写）（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

⑥ 誓約書（様式 2）

(参考)・国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>

・競争参加資格確認申請書

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

#### 4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2020 年 2 月 17 日（月）午後 4 時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 （独）国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当：野村 岬
	提出書類	上記 3. 競争参加資格の確認等 参照

	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2020年2月21日（金）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2020年2月27日（木）午後4時まで
	請求場所	上記（1）提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2020年3月5日（木）
	回答方法	郵送

## 5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記4（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課

電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776

野村 岬 (Nomura.Misaki2@jica.go.jp)

以上

2020 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター契約担当役  
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏  
名) 印

2020 年度マレーシア国別研修「MJIT 防災修士コース (MDRM) 本邦プログラム」に係る参加意思確認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 法人概要

※法人概要について記載 (パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。)

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件 :

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等 \* 提出書類について」を参照し必要書類を添付してください。

##### (2) その他の要件 :

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

以上



提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター  
契約担当役 殿

2020年度マレーシア国別研修「MJIT 防災修士コース（MDRM）本邦プログラム」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名

役職印

### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を有している。

- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

2020 年度マレーシア国別研修  
「MJIT 防災修士コース（MDRM）本邦プログラム」コース  
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 業務名（研修コース名）：2020 年度マレーシア国別研修  
「MJIT 防災修士コース（MDRM）本邦プログラム」

(2) 案件目標及び単元目標

【案件実施の背景】

マレーシア政府は「第 10 次 5 カ年計画（2011-2015）」や「高等教育戦略計画（2007-2020）」において、持続的な経済発展のための人材育成の必要性について述べている。具体的方策としては、政府が指名する 6 つの研究重点大学の 1 つであるマレーシア工科大学（Universiti Teknologi Malaysia、以下 UTM）にマレーシア日本国際工科院（MJIT）を設立し、多くの日本の工学系大学が取り入れている研究重視・研究室中心の日本型教育 による最先端の技術知識や労働倫理の習得を促進することを目指している。

こうしたマレーシア政府の開発政策を踏まえ、我が国は、2011 年 12 年に貸付契約を締結した円借款事業「マレーシア日本国際工科院整備事業」、そして引き続き「マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト」において、MJIT の教育・研究資機材等を整備することで工学教育の特長を生かした教育・研究の拠点を確立する支援を行っている。「マレーシア日本国際工科院整備【円借款附帯プロジェクト】」は、現在派遣中の 2 名の専門家（副院長及び業務調整/産学連携）に加えて追加投入を行うことで円借款事業の開発効果の増大を図るものである。

本コースは 2015 年に MJIT に設立された防災科学研究センター（DPPC）の管理下に置かれた防災修士コース（MDRM）の本邦研修プログラムとして実施するものであり、研修員が MDRM の座学で学んだ知識を日本での現場で実体験することにより、帰国後、各自の職場の業務で活用できるようになることを目的とする。

【案件目標】・・・

【単元目標】

目標 1： 日本の総合防災政策と対策について理解する。

目標 2： 日本の洪水管理や土砂対策などについて、講義や現場視察を通じて理解を深める。

目標 3： 防災分野の日本の研究者との交流を通じた研究事例を理解したうえで、今後の共同研究について検討する。

目標 4： 日本の防災対策の事例を理解したうえで、自国への適応の可能性について検討する。

### (3) 研修内容

講義、現場視察、訪問先機関との合同セミナー、アクションプラン作成・発表

### (4) 業務（研修）実施方法

全てのプログラムは英語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。研修監理員は、研修実施期間中における講義・視察先での通訳、引率・同行、研修員の理解促進のための働きかけなどに加え、関係者との研修実施における段取りの確認や英語版日程表作成などの事前準備および事後整理を実施する。

(参考) 研修監理員の概要

[http://partner.jica.go.jp/jicas\\_jobView?cat=resource&param=type15](http://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=resource&param=type15)

#### ① 本邦プログラム

##### ア) 講義：

当分野の有識者（主に MDRM の日本人講師）と実務者による研修テーマ別（洪水・土石流対策、コミュニティ防災、リモートセンシングなど）の説明や演習。

##### イ) 現場視察：

MDRM の座学で修得した知識を日本での現場訪問を通じて深める。降雨シミュレーターの見学などの実体験も含めることにより研修効果を高める。

##### ウ) 合同セミナー：

京都大学と合同セミナーを実施し、学生や教職員の研究活動を双方で紹介し、コメントを出し合い、研究交流を促進する。

##### エ) アクションプラン作成・発表：

研修最終日に全研修員より、プログラムからの主な学びと、自国での適応の可能性などに関する発表を行う。

#### ② 研修付帯プログラム（JICA 及び筑波大学が実施するプログラム）

##### ア) 集合ブリーフィング(0.5 日)

来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

イ) コースオリエンテーション (0.5日)

研修プログラムの開始に先立ち、防災小委員会の幹事校である筑波大学が研修の概要、期待される研修効果などについてオリエンテーションを行う。

ウ) 評価会・閉講式 (0.5日)

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

(4) 業務対象となる研修員

- ① 定員：15名
- ② 研修対象国：・・・マレーシア
- ③ 対象研修員の資格要件

<職位>

MJIITの防災修士コースの受講者、若手教員および防災科学研究センター(DPPC)の戦略的パートナー機関の職員

<その他>

心身ともに健康で軍籍にない者

(5) 研修受入期間：2020年6月7日から2020年6月20日まで

(6) 業務実施場所

JICA 筑波、JICA 関西、水災害・リスクマネジメントセンター、防災研究所他(予定)

(7) 契約金額

機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

2. 業務の範囲及び内容

上記1.(2)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムに基づいた本邦側での準備・調整
- ② 研修員への全日程同行(評価会、閉講式への出席含む)
- ③ 研修同行者(マレーシア人でない留学生、JICA 専門家など)へのロジ支援

- ④ 研修実施に必要な経費精算の見積りおよび経費処理
- ⑤ JICA 筑波、防災小委員会の関係者(主に幹事校の筑波大学および副幹事校の京都大学)、MJIT・DPPC の関係者(JICA 専門家含む)、その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ 研修員の基本情報の把握(MJIT や JICA より情報収集)
- ⑧ 各種発表会・ワークショップの開催準備・補佐作業。必要に応じて、司会進行
- ⑨ 研修員が作成する各種レポートの取りまとめ
- ⑩ 研修員からの本研修(特に生活面)に関する質問・要望への回答と対応
- ⑪ 研修(講義・見学)の実施方法改善にかかる検討・提案
- ⑫ その他、研修にかかるロジ作業全般(事前準備、実施中、実施後)

(2) 講義(演習・実習)の実施に関する事項

- ① 講師への講義依頼文書の発出
- ② 講義室および使用資機材の確認と使用申請手続き(会場管理者への確認)
- ③ 講義テキスト・資機材・参考資料の準備・確認、教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ④ 教材利用許諾範囲の確認(\*必須)
- ⑤ 講義等実施時の講師への対応
- ⑥ 講師への謝金(必要に応じて)、旅費・交通費の支払い
- ⑦ 講師(又は所属先)への礼状の作成・送付
- ⑧ JICA への講義テキスト及び教材データの提出(CD-ROM 形式)

(3) 現場視察の実施に関する事項

- ① 訪問・協力依頼文書、又は同行依頼文書の作成・送付(内容と発出のタイミングに関しては、JICA に要確認)
- ② 訪問先への同行、行程管理・調整
- ③ 訪問にかかる謝金等の支払い(必要に応じて)
- ④ 訪問先への礼状の作成・送付

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

提出書類	提出期限
業務完了報告書	2020年8月17日

経費精算報告書	
---------	--

#### 4. その他

JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

以上